事　務　連　絡
令和８年 10 月 30 日

出店企業の皆様へ

（公財）日本食肉流通センター

人権週間及び北朝鮮人権侵害問題啓発週間について【情報提供】

日頃から当センターの業務運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

農林水産省畜産局食肉鶏卵課を通じて、人権週間及び北朝鮮人権侵害問題啓発週間について、添付資料のとおり周知依頼がありましたのでお知らせします。

令和８年９月２９日
法務省
全国人権擁護委員連合会

「第７８回人権週間」実施要領

基本的人権及び自由を尊重し確保するために、世界の全ての人々と全ての国々とが達成すべき共通の基準として、昭和２３年（１９４８年）１２月１０日の第３回国際連合総会において「世界人権宣言」が採択されました。

国際連合は、世界人権宣言採択を記念して、採択日の１２月１０日を「人権デー（Human Rights Day）」と定め、加盟国に対し、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請しています。

このことから、法務省及び全国人権擁護委員連合会は、世界人権宣言採択の翌年の昭和２４年（１９４９年）以来、関係機関等の協力を得て、「人権デー」を最終日とする１週間を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに、人権尊重思想の普及高揚を目的とした各種人権擁護活動を実施してきたところです。

しかしながら、現在の我が国の状況を見ると、インターネット上の人権侵害、いじめや児童虐待等のこどもの人権問題、障害のある人や外国人、アイヌの人々、性的マイノリティ等に対する不当な差別や偏見、部落差別（同和問題）、ハンセン病問題といった多様な人権問題が依然として存在しています。

とりわけ、近年においては、インターネット上において、人権に関わる様々な問題が発生、深刻化しているほか、「ビジネスと人権」に関する国際的な要請が高まるなど、人権に関する国際的潮流の動向が変化しているところ、令和７年度には、社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策の更なる推進を図るため、新たに「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」が策定されました。

多様性が尊重され、全ての人々がお互いの人権や尊厳を大切にし、生き生きとした人生を送ることのできる共生社会を実現するには、国民一人一人が人権尊重の重要性を正しく認識し、他人の人権にも十分配慮した行動がとれるよう、また、企業が人権に配慮した責任ある活動を行うことができるよう、人権教育及び人権啓発に関する施策が果たすべき役割は、ますます大きくなっており、法務省の人権擁護機関においても、人権啓発活動に一層強力に取り組んでいくことが必要です。そのような取組は、国連の持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）が掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現にも資するものです。

そこで、本年も、１２月４日から同月１０日までの１週間を「第７８回人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の更なる普及高揚を図るべく、下記の要領により各種人権啓発活動を実施するものです。

記

1　名称

第７８回人権週間

2　期間

令和８年１２月４日（金）から同月１０日（木）までの１週間

3　主催

法務省、全国人権擁護委員連合会

4　協力（予定）

内閣官房、内閣府、警察庁、こども家庭庁、デジタル庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、人事院、最高裁判所、都道府県、政令指定都市、国際連合広報センター、公益社団法人自由人権協会、公益社団法人商事法務研究会、公益財団法人人権教育啓発推進センター、公益財団法人人権擁護協力会、社会福祉法人全国社会福祉協議会、全国女性団体連絡協議会、全国知事会、全国市長会、全国町村会、日本公証人連合会、公益財団法人日本国際連合協会、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会、一般社団法人日本新聞協会、日本放送協会、一般社団法人日本民間放送連盟、公益社団法人日本ユネスコ協会連盟、一般財団法人民事法務協会、公益財団法人日本ユニセフ協会、日本司法支援センター、一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、経済同友会

5　人権啓発活動内容

次に例示するような活動を有機的、総合的に行う。

(1) イベントの開催

人権に関する講演会、シンポジウム、映画会、パネルの展示等又はそれらを総合した地域的イベントその他のイベントの開催

(2) マスメディアの活用による啓発

テレビ・ラジオ等による報道やスポット広告、新聞・雑誌等の記事や広告を利用する啓発

(3) 屋外、公共施設、交通広告媒体による啓発

屋外掲示板、各種広告用掲示板、公共施設・商業施設等の掲示板、交通機関（車体広告、車内広告、駅掲示板等）を利用する啓発

(4) インターネットによる啓発

各啓発主体のウェブサイトやＳＮＳ、インターネット広告を利用する啓発

(5) その他の啓発推進媒体による啓発

広報誌、リーフレット、パンフレット、ミニコミ誌、フリーペーパー等を利用する啓発

令和８年９月２９日

令和８年度「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」実施要領

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（平成１８年法律第９６号）は、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的とし（第１条）、国及び地方公共団体に国民世論の啓発を図る責務があることを定め（第２条・第３条）、国民の間に広く拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めるため、毎年１２月１０日から同月１６日までの１週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とし、国及び地方公共団体はその趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとしている（第４条）。

また、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成１２年法律第１４７号）第７条に基づく人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）（令和７年６月６日閣議決定）は、人権課題として「北朝鮮当局によって拉致された被害者等」を掲げ、「国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間にふさわしい事業を実施する」取組を全府省庁が積極的に推進することとしている。

ついては、拉致問題対策本部の協力の下、同週間を中心に下記の要領に基づいた事業を行う。

記

１　名称

令和８年度「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」

２　期間

令和８年１２月１０日（木）から同月１６日（水）までの１週間

３　実施事業

(1) 周知ポスターの掲出

(2) その他「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」にふさわしい事業

４　強調事項

○　北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

人権週間
12月4日~10日

12月10日は人権デーです。

身近な人権問題を
知るための
ショートストーリーはこちら

法務局では、人権に関する相談を受け付けています。

みんなの人権110番

0570-003-110（ゼロゼロみんなのひゃくとおばん）

法務局LINEじんけん相談 @linejinkensoudan

こどもの人権110番 **0120-007-110**（ぜろぜろななのひゃくとおばん）

外国語人権相談ダイヤル **0570-090911**

インターネット人権相談受付窓口 https://www.jinken.go.jp/（パソコン・スマートフォン・携帯電話共通）

法務省ウェブサイト https://www.moj-go.jp/JINKEN/index.html

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

12月10日～16日は
北朝鮮人権侵害問題啓発週間

拉致被害者の1日も早い帰国を目指し、政府は全力で取り組んでまいります。
拉致問題の解決のためには、私たち一人ひとりの強い思いが必要です。

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題※に対する認識を深めよう

※例えば、日本人配偶者問題等を指します。

政府主催 **拉致問題に関するシンポジウム**

※詳細は、追って拉致問題対策本部ホームページに掲載されます。政府拉致問題対策本部公式動画チャンネルで配信予定

日程	12月12日(土)14時30分～	場所	赤坂インターシティコンファレンス（東京都港区赤坂1-8-1）
主催	政府 拉致問題対策本部・法務省	お問い合わせ先	TEL.03-3581-8898

● 拉致問題対策本部ウェブサイト
https://www.rachi.go.jp

● 法務省ウェブサイト
https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken103.html